

受講手続き案内

熱中症予防管理者労働衛生教育

近年の猛暑は深刻化しており、2026年も2025年以上の猛暑が予想されています。さらに、2025年6月から熱中症対策は企業に義務付けられ、厚生労働省が毎年展開している「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」においても、事業場での「熱中症予防管理者」の選任が強く推奨されています。こうした背景を踏まえ、佐賀県労働基準協会では佐賀県内の企業経営者・管理者・担当者を対象に、以下の内容を盛り込んだ講習会を開催いたします。

- ・ 熱中症の症状と予防方法
- ・ 緊急時の救急措置
- ・ 事例に基づく対応策
(労働基準監督署が強化している熱中症対策の最新動向)
(労働安全衛生法等が企業に求める視点と実務対応)

講習修了者には、「熱中症予防管理者」修了証を交付いたします。

【演題】

企業責任としての熱中症対策 — 義務から“実効力”へ

【副題】

～ 全事業場で必須！「熱中症予防管理者」が職場を変える～

企業の安全衛生管理において、熱中症対策は欠かすことのできない重要課題です。ぜひこの機会にご参加いただき、現場で即活用できる知識と実践力を身につけてください

- 1 実施日・場所 ① 実施日 申込書のとおり
② 場 所 当協会 講習会場(佐賀県小城市三日月町堀江1721 電話 0952-37-8277)
- 2 定 員 70名 (定員になり次第締め切ります。)
- 3 講習科目・時間・受講料 (申込書の2ページ目に掲載)
- 4 申込方法

次頁の「申込書」に、所定事項を記入し、下記6の注意事項を参照のうえ次の方法によりお申し込み下さい。

【申込に必要なもの】

- ① 申込書兼受講票
- ② 受講料

- (1) 持参の場合：当協会窓口に「申込に必要なもの」を持参してください。
- (2) 郵送の場合：現金書留封筒に「申込に必要なもの」を同封し、下記あて郵送してください。
〒845-0031 佐賀県小城市三日月町堀江1721番地 (一社) 佐賀県労働基準協会
- (3) 振込の場合：「申込に必要なもの」②以外をFAXかメールで送付後、次の口座に振り込んでください。

(※FAXは、高画質で(解像度を上げて)お送りください。)

(※FAX、メールで本人確認書類の写りが悪い場合、郵送をお願いする場合があります。)

【振込口座】 佐賀銀行 水ヶ江支店 普通 1026652 (社) 佐賀県労働基準協会

※ 適格請求書発行事業者登録番号 T6300005000091

当協会ホームページの [ネットから講習申込](#) から申込書を送付出来ます。

佐賀県労働基準協会 検索

FAX 0952-37-8278 Email kosyusakikyo@lib.bbiq.jp



5 注意事項

- (1) FAX、メール等で不備のない申込書を受付けた段階で「仮受付」となり、席をお取りします。入金確認後に「本受付」となります。
ご記入いただいた振込予定日までに入金がない場合、受付取り消しとなる場合がありますので、やむをえず変更の場合は、必ず事前にご連絡ください。
- (2) 受講料の入金については、適格請求書等に該当する領収証を発行します。
- (3) 「本受付」後に、頂いた申込書に受講番号を付してお送りしますので、地図、用意する物等の注意事項を記載したもの(申込書の次頁に掲載)と一緒に受講される方に必ず、お渡しください。
- (4) テキストは初日に配布します。
- (5) 当日のお申し込みは受理いたしません。